

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社トーニチコンサルタント （代表取締役社長 横井 輝明）
住 所	東京都渋谷区本町一丁目13番3号

2 措置期間

令和8年2月2日から令和8年8月1日まで（6か月）

※本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2及び第4条第3項を適用。

3 事実概要

当該事業者は、特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検業務について、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日付けで公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279